

筑西市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

筑西市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	P. 1
2	目標	P. 2
3	計画の期間	P. 2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P. 3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	P. 5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、市立学校で働く教育職員が、心身ともに健康で、意欲と高い専門性をもって教育に専念できるよう、学校における働き方を根本から見直し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる環境づくりを推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法ⁱ第8条の規定に基づき、策定するものである。

教育委員会はもとより、学校、地域、保護者など、教育に関わる全ての人が、本計画を通して、教育職員の業務量や健康確保に係る現状を共有し、各課題に応じた取組の実施、検証及び改善を重ねることにより、学校における働き方改革を一層推進していくこととする。

(2) 筑西市の現状

- 本市では、学校における業務の効率化を図るとともに、勤務時間の適正化に努め、教育職員の時間外在校等時間ⁱⁱの縮減に取り組んできた。
- 各学校においては、日課表の工夫や行事の縮小、登校時刻や電話対応時間の設定、会議・研修等のオンライン化、小学校における教科担任制の一部導入、中学校における部活動の複数顧問制、欠席連絡のアプリ活用、校務DXの推進等、業務の効率化・適正化に取り組み、時間の創出に努めた。
- 教育委員会においては、公金取扱業務の削減や留守番電話機能及びナンバーディスプレイを備えた電話設備の更新、教育委員会主導による就学時健康診断の実施、連絡サービスアプリ導入による紙の配布物削減等、教育環境における業務の見直しや効率化を図った。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

ⁱ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正(令和7年6月公布・令和8年4月施行)により、教育委員会は、サービスを監督する教育職員に係る「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することが義務付けられている。

ⁱⁱ 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、そこから正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」とする。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月32.5時間	18.76%	0.02%
中学校	月44.1時間	49.08%	0.30%

- 時間外在校等時間が月45時間を超える割合が、中学校で49%以上と非常に多くなっている。中学校では、部活動指導に係る業務負担が特に大きいと思われることから、部活動の地域展開の推進等により、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%未満にする。(令和6年度 11.7%)

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進する。

② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 学校では対応が困難な事案に対して、教育委員会等が窓口となって調整を行う体制の構築を検討する。
- ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

- ・ 各種調査の内容を精査し、学校への依頼を減らすとともに、回答方法を工夫し、負担軽減を図る。

② 部活動

- ・ 令和8年度には、中学校の部活動を、原則として平日のみとし、休日の部活動は、地域クラブにおける活動とする。
- ・ 平日の部活動については、活動時間の適正化を図るとともに、必要に応じて部活動指導員の配置を行う。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 学習評価や成績処理

- ・ デジタルテストを導入し、テスト問題作成や自動採点機能の活用により、事務負担の軽減を図る。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、日常生活及び教育活動における支援を行うため、生活指導員等を配置する。
- ・ 医療的ケアを日常的に必要とする児童生徒のケアを行うため、医療的ケア児支援員を配置する。
- ・ 自分の学級に入りづらい生徒への対応を行うため、校内フリースクールに専属の支援員を配置する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ② 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、会議や研修等の勤務時間内における設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1か月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を実施する。80時間を超え、100時間未満の教育職員に対しては、面接指導を推奨することとする。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を図る。
- ④ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- ⑤ 学校閉校日を設定し、閉校日における学校への問合せ等は、教育委員会で対応する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、毎年度、市HPで公表する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たり、専門的な知識を有する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤時刻により客観的に計測し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画や各種研修内容の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

